

## 嬉野市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成29年6月13日

告示第71号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安心・安全なまちづくりを推進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）の規定に基づき、住宅及び建築物の耐震改修工事を実施する民間の建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 市内に所在する木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工され、柱、<sup>はり</sup>梁等の主要構造物が木造在来軸組構法によって造られた、個人が所有し、及び自ら居住する一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 嬉野市木造住宅耐震診断派遣事業実施要綱（令和3年嬉野市告示第16号）第9条に定める耐震診断をいう。
- (3) 建築物の所有者等 建築物の所有者又は所有者に代わり耐震改修工事に要する経費を負担する親族等で、市長が建築物の所有者に準ずると認めるものをいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果において、耐震化基準を満たしていない建物が、耐震化基準を満たすために必要となる工事をいう。
- (5) 市内事業者 市内に事業所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法

人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、耐震改修工事を行う木造住宅の所有者等とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の提供、便宜の供与その他直接的又は積極的な暴力団の維持運営への協力又は関与を行う者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

(8) 市税の滞納のある者及び市税を滞納している者で市税の完納その他市長が認める措置を行っていないもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、木造住宅の耐震改修工事に要する費用(以下「耐震改修工事費」という。)とする。

2 補助金の額は、耐震改修工事費の80パーセントの割合を乗じて得た額とし、100万円を限度額とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震改修事業補助金交付申

請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）耐震診断の結果の写し
- （2）耐震補強計画書
- （3）耐震改修に要する経費の見積書の写し
- （4）設計図書（配置図、平面図、立面図及び付近見取図）
- （5）誓約書
- （6）市税の滞納がないことを証する書類
- （7）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、30日以内に木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に対し補助金の交付の決定の通知をするものとする。ただし、提出された書類等を補正させるときは、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第3項の規定により、補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）法令、規則及びこの告示の規定に従うこと。
- （2）耐震補強計画の変更をする場合は、市長の承認を得ること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更の場合については、この限りでない。
- （3）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- （4）第5条第5号の誓約書について、必要に応じて所轄の警察署に照会することがあること。
- （5）補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- （6）補助対象事業を行うために契約を締結する場合は、市内事業者と契約する

ように努めること。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項第2号及び第3号の規定により承認を受けようとする場合は、速やかに木造住宅耐震改修事業計画変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、木造住宅耐震改修事業交付取消（変更）通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知する。

（実績報告）

第8条 建築物の所有者等は、補助対象事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事契約書の写し

(2) 耐震改修工事に要した経費の領収書の写し

(3) 耐震補強計画に基づいて工事が実施されたことが確認できる書類

(4) 工事写真（施工前、施工中及び施工後の木造住宅全景及び施工箇所）

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の木造住宅耐震改修事業完了報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の3月20日のいずれか早い期日とする。

（補助金の額の確定通知）

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を木造住宅耐震改修事業補助金確定通知書（様式第6号）により建築物の所有者等に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた者は、木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日 告示第16号）

この告示は、公布の日から施行する。